

孀恋村農産物等加工品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、販売等のPR活動に供することを前提とした孀恋産の農産物等を用いた農産物等加工品の開発を促進することにより、地域の活性化、孀恋村の知名度向上を図ることを目的として、農産物等加工品の開発に要する経費に対して、予算の範囲内において事業費の一部を補助することについて、孀恋村補助金等に関する規則（平成8年孀恋村規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において農産物等加工品とは、孀恋産の農林水産物・畜産物を原材料として加工又は製造され、孀恋村の魅力を発信することができる農林水産加工品等をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる個人又は団体等とする。

- (1) 村内に住民登録をしている者
- (2) 村内に所在を置く法人又は農地所有適格法人
- (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ
- (4) その他村長が認める者

2 補助金の交付対象となる団体等については、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者が明らかであり、当該団体の設置の趣旨及び活動の目的が定められた定款、規約又は会則等を備えていること。
- (2) 予算及び決算を管理していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、孀恋産の農林水産物等を原材料とした加工品の開発であって、販売或いは孀恋村のPRを目的としたイベント等への出品を行うためのものとする。

2 前項の事業は、補助事業終了後も、孀恋産の農林水産物等を原材料として加工品の製造を継続することが確実であると見込まれる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、農産物等加工品の開発に係る消耗品費、機械導入費、その他村長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、50,000円を上

限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し(機械導入の場合)

(3) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、交付の可否を決定し、決定通知書(様式第3号)によって交付決定者に通知する。ただし、村税等に未納がある場合は、交付を行うことができない。

(補助事業の変更又は中止申請)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定後、補助事業の内容に著しい変更が生じたとき、又は補助事業を中止するときは、速やかに事業計画(変更・中止)承認申請書(様式第4号)及び関係書類を村長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の変更交付決定)

第10条 村長は、前条の規定により変更又は中止申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、決定通知書(様式第3号)によって交付決定者に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した後、速やかに(事業完了後30日以内)実績報告書兼補助金交付請求書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第6号)

(2) 対象経費の確認できる領収書の写し

(3) 事業実施に係る成果品の写真等

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 村長は、前条の規定により実績報告書兼補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金額を確定した上で、確定通知書(様式第7号)によって交付決

定者に通知する。

- 2 村長は、前条の規定による実績報告書兼補助金交付請求書の提出を受け、事業の完了を確認した後、速やかに補助金を交付する。

(調査)

第13条 村長は必要があると認めるときは、事業の内容について調査できるものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、村長はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 孺恋村補助金等に関する規則及び本要綱に違反した場合
- (2) 村長に提出した書類及び報告に偽りがあった場合
- (3) その他補助事業の施行について、不正な行為があった場合

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

